

Title	オーストラリアにおける外国人労働者の諸問題： 特に、治安に及ぼす影響を中心として
Sub Title	Probleme betreffend ausländische Arbeitskräfte in Österreich unter besonderer Berücksichtigung der Auswirkungen auf die öffentliche Sicherheit
Author	宮澤, 浩一 (Miyazawa, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1989
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.62, No.12 (1989. 12) ,p.11- 44
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	田口精一教授 平良教授 退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19891228-0011

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

オーストリアにおける外国人労働者の諸問題

——特に、治安に及ぼす影響を中心として——

宮 澤 浩 一

はじめに

- 一 オーストリアにおける外国人労働者問題の動向
- 二 外国人労働者の犯罪の動き
- 三 オーストリアの社会の動き、殊に、労働市場の変動と外国人労働者政策の変化
むすび

はじめに

一 我が国が当面している社会問題の一つに、アジア諸国からの外国人労働者の“不法就労”がある。事態を一層紛糾させる昨今の事件として、ベトナム難民を装い、日本での就労を目的とする中国人の“不法入国”の問題が起きているが、これは、性格がいささか異なるので一応措く。“不法就労”といっても、その形態にはいろいろある。企業が研修の名目でアジア諸国の労働者を入国させ、或いは日本語学校が語学研修の名目で中国人青年を入国させるなど

して、實質は、それらの者を中小企業で働かせるものもある。また、日本で金をかせぐために、観光ビザで入国し、そのまま長期間滞在し、就労する例も多いし、なかには、不良集団が独自に、或いは諸国の不良集団の協力をえて、「不法就労者」からのピンハネを目的として、フィリピン、タイの女性を集め、或いは土木建設作業員などとして就労することを希望する男子を入国させ、水商売関係に周旋し、中小企業に斡旋するなど、その形態はさまざまである。⁽¹⁾ それらに共通するのは、それらの外国人たちが正規の就労許可をうることなく、入国目的を偽わり、事実上、就労しているため、わが国の法律上は、「不法」就労者ということになる⁽²⁾という現実である。

アジアには——勿論、中近東、アフリカ、中南米でも同じことであろうが——口べらしのため、或いは、外国で働いている者から自国に残している家族への送金、帰国者の持ち帰る外貨によって、国際収支の建て直しをはかるため、海外への移住と就労を歓迎し、積極的に奨励している国が多いのである。今日では、人もうらやむ経済大国となったわが国が、かつて経済的に苦境にあった戦前や第二次大戦後の混乱期に、北アメリカや中南米に大量の移民を送り出し、或いは生活苦にあえいでいた農民を、国策として「満洲」に移住させた。相手かまわずの強引なアメリカ移民と日貨の輸出が、やがて日本人への排斥運動となつてはねかえり、日本国内の社会的矛盾を解決するための「満洲」の経営は、国際連盟の多くの国からの批判をまねき、日本は結局、孤立し、同連盟を脱退し、日中戦争、太平洋戦争へと奈落の底への道を進んだ。海外での出稼ぎは、各国ともに、大なり小なり、国の存亡をかけた政策決定とかかわりをもつ。

近くにある経済的に豊かな国へと自国民を働きに出すことは、古今東西、経済のゆきづまりを打開するための手っ取り早い方法として誰しもが思いつく手段なのであろう。受け入れ国としても、経済的なメリットがあるからこそ、外国人の労働力を受け入れ、その力を社会的に需要のある仕事へと振り向けて活用し、自国の経済・社会生活に貢献させようと努めるのである。そして同時に、その労働への対価が、出身国へと還流されることにより、近隣諸国の経

済発展に協力し、自国の重味を印象づけ、友好国の輪を広げることへと貢献をはかる。

二 今日、西欧先進国の多くは、いろいろな形で外国人労働者を受け容れ、直接、間接に国際協力を実現している。⁽³⁾ 勿論、世界的規模で変化する政治・経済の動向により、当初の思惑通りに事が運ばず、外国人労働者及びその家族の存在が社会的に重荷となつている状況も各国に見られるようになってはいるが、各国ともに、外国人労働者を代替し難い労働力として評価し、定着させようとしている。そのために、自国民の生活に統合させようと試みている。不健康で、汚い職場に、比較的安い賃金でも働く外国人労働者の存在は、社会生活を支える働き手だからである。⁽⁴⁾

わが国の外国人「不法」就労者の多くは、わが国の若者が好まない仕事を受け持ち、安い賃金の肉体労働を引き受けている。しかも、その労働意欲は高く、技能、技術は、スポイルされている日本の若者よりもはるかにすぐれており、職場によっては、外国人労働者を抜きにしては立ちゆけない程にそれを組み込んでいるところも少なくない。

三 この事態を前にして、今日の状況を認め、単純作業従事者をも含む外国人労働者に開国を主張する立場がある一方、鎖国を主張する意見もかなり強い。⁽⁵⁾ 「開国論」は、国際協力と企業の社会的要請を論拠とするのに対して、鎖国論は、日本社会の特殊性、単一民族による同質社会に異質な分子が入ることにより、社会が混乱し、殊に、治安が悪化すること、流入を認めると歯どめがなくなり、際限なく大量な外国人を受け容れざるをえなくなり、日本社会が変つてしまうことへの不安・反感が底流をなしている。鎖国論の論拠に、西ドイツの外国人労働者問題と市民の反応を引用する例がある。⁽⁶⁾ 又、外国人労働者とその家族が治安対策上、重荷になっているとされる。はたして、その論拠なるものが、正しい認識によるかどうか疑わしい。私自身、外国人労働者の第二、第三世代が、西ドイツの青少年非行に大きな影響を及ぼしている事実について論及したことがあるが、⁽⁷⁾ 西ドイツの外国人労働者の問題には、大量の文献

があり、慎重に対応する必要があると考えている。⁽⁸⁾

本稿は、これまで、わが国で余り論じられていない、オーストリアにおける外国人労働者⁽⁹⁾について、問題点の検討を試みるものである。西ドイツほどではないにしても、オーストリアも、相当多くの外国人労働者をかかえている。殊に、隣国のユーゴスラヴィアとかなり離れた国であるトルコからの出稼ぎ労働者をかかえる同国での問題点と議論の動きを知ることは、わが国に参考となる論点を提供してくれるからである。殊に、西ドイツと比べて、外国人労働者の法的地位について、必ずしも法的な整備がすすんでいない同国の状況⁽¹⁰⁾は、日本の今後の動きについて示唆に富むものがあると思われる。

私自身、刑事法を専攻するものであるから、外国人労働者の投げかける多くの論点について概括的な紹介をして後、主として、治安に及ぼす影響を中心として、現状の分析を試みる。幸いにして、オーストリア共和国内務省の「治安に関する報告書⁽¹¹⁾」と「警察統計⁽¹²⁾」を一九七八年から八七年まで入手しえたし、若干の重要な文献をも獲得した。⁽¹³⁾これについては、リンツ大学のラインハルト・モース教授(Reinhard Moos)、ウィーン大学のフランツ・シャサール教授(Franz Csaszar)、連邦司法省のブルクハルト・ハインドル検事(Burghard Haindl)、コンスタンツェ・クレン博士(Constance Kren)、慶應義塾大学訪問研究員のシュエラ・クック博士(Schura Cook)、在日オーストリア共和国大使館のミヒャエル・ツィンマーマン三等書記官(Michael Zimmermann)らから、多大の援助をえた。

* * *

田口精一、平良両教授には、私自身、直接、教えを受けたわけではないが、私が新制の法学部法律学科の学生として在籍した当時、旧制法律学科の最後の学生、さらに、助手として、当時、弱小学部であった法学部のため、苦勞され、後に、私が専任教員として一九五五年に法律学科の助手となったときは、先任の助教授として、以後の法学部の発展にともに努力し合ってきた。

今日、世間的には、法学部は押しも押されもしない存在となりはしたが、それに至る過程で刻苦勉励された多くの先達が去り、今日、また、田口、平両教授の退職をみ、不安とともに寂寞とした感を禁じえぬものがある。

不十分な本稿を捧げる所以のものは、虚名に甘えることを拒み、学問をないがしろにして学事行政に耽溺するといふ安易な道を歩まなかった——正確には、歩みえなかった——御二人に、御苦勞さんと申し上げるとともに、我も又、同じ道を歩むという決意を示すためである。

- (1) 最近の状況をもふまえて、現状の問題点を指摘し、将来の指針となる提言を含むものに、花見忠・桑原靖夫編・明日の隣人外国人労働者、一九八九年がある。
- (2) この実態については、花見・桑原・前注、七三頁以下参照。
- (3) 少し古い資料であるが、ユネスコの資金援助をえて、ヘルギー、フランス、オランダ、西ドイツ、スウェーデン、そしてトルコの状況について調査・公開されたものに、Eric-Jean Thomas, Immigrant workers in Europe: their legal status. A comparative study, 1982 があつた。
- (4) Bundesministerium für soziale Verwaltung, Ausländische Arbeitskräfte in Österreich. Forschungsberichte aus Sozial- und Arbeitsmarktpolitik, 1985, bes. S. 66 ff.
- (5) 例えば、西尾幹二・戦略的「鎖国」論、一九八八年。なお、開国論・鎖国論の争点について、花見・桑原・前出(注1)、一五頁以下に、まとめられている。
- (6) 西ドイツの大衆のなかに根強く存在するトルコ人労働者に対する偏見を鋭く描いた文献が好んで引用される。ギョムター・ヴァルラフ著・マサコ・シェンネック訳・最底辺、一九八七年。
- (7) 宮澤浩一・若年者人口の変動と青少年保護政策の対応、家裁月報四〇巻五号、一九八八年、七頁参照。
- (8) 例えば、Mitteilungen der Beauftragten der Bundesregierung für die Integration der ausländischen Arbeitnehmer und ihrer Familienangehörigen. Bericht zur Ausländerbeschäftigung, September 1986、その巻末の文献参照。外国人労働者を含む外国人の現状について、最近の文献として、Ausländerkriminalität in der Bundesrepublik Deutschland. BKAVortragsreihe Bd. 34, 1989 があつた。
- (9) オーストリアの社会行政省公刊の調査資料と同じ書名の文献があつた。Hannes Wimmer (Hg.), Ausländische Arbeitskräfte

in Osterreich. 1986.

- (10) BM f. soziale Verwaltung, op. cit. (Anm. 4), S. 165 ff. に詳し。
- (11) Sicherheitsbericht. Bericht der Bundesregierung über die innere Sicherheit in Osterreich 1979. 毎年公刊されている。
- (12) Bundesministerium für Inneres. Polizeiliche Kriminalstatistik 1979. 毎年公刊されている。
- (13) 前出・註4の6の註か、Minderheiten im Strafvollzug. Schriftenreihe des Bundesministeriums für Justiz. Bd. 36, 1987. がよい。

一 オーストリアにおける外国人労働者問題の動向

一 ドイツにおけると同様に、オーストリアでも、外国人労働者の問題は、一九世紀、さらには、それ以前に遡る。ドイツでは、東プロイセンの領邦国で、主として領地の農林業の経営に、ポーランドやロシアからの農民の季節労働者を使用していたが、オーストリア帝国の時代には、同じ理由で、周辺国のユーゴスラヴィア、ポーランドの農民が季節労働者として有力な労働力の提供源であった。ハンガリーの農民は、一八六七年のアウスグライヒにより誕生したオーストリア・ハンガリー帝国の時代には、「自国民」であったから、形式的には、自国の労働者であり、「外国人」ではなかった。⁽¹⁵⁾

第一次大戦後、帝制が倒れ、強大なオーストリア・ハンガリー帝国から、オーストリア共和国となり、多くの領土と国民を失うと同時に、法制度も大きく変り、オーストリア国民の雇傭を確保する労働保護法により、外国人の労働力を用いることが困難となったが、この状況は、第二次大戦後、一層、顕著となった。⁽¹⁶⁾ だが、オーストリアの戦後の社会では、東欧諸国から引きあげてきた者、殊に、旧ドイツ国籍をもつ者で、オーストリアに難民として移住した多数の者の労働力に依存できたため、「外国人労働者」に助力を求める必要はなかった。ちなみに、一九四七年には、

全国民の一〇%が、これらの東方からの難民であったという。⁽¹⁷⁾

二 第二次大戦後に、オーストリアで、外国人労働者の受け入れ問題が口の端にのぼるようになったのは、一九六〇年代初めに、完全雇傭が達成された後のことであった。法律上は、労働局により、個々の外国人に対して労働許可が下りてはじめて就労ができるとされていたが、就労認可手続を簡略化するため、労使双方の団体の間で「外国人労働者の総割当て」を認めることで意見の一致をみた。経済成長による需要の増大に対処するため、外国人の労働力に頼らざるをえない事情がこのような簡便な措置をとらせたのである。⁽¹⁸⁾ それには、種々の原因があるが、大きくわけて、まず、オーストリア人の労働者もよりよい収入を求めて、豊かな隣国、スイスや西ドイツに働き口を得て出国したため、内国人の労働力が減ったことであり、⁽¹⁹⁾ 教育課程の期間が延長したこと及び高齢者援護政策が改善されたことという教育政策と社会政策の前進により、オーストリア人の就労者数が減少したことをあげなければならない。経済成長を維持するためには、労働市場に生じた穴をうめなければならなかった。そのためもあり、労働力の募集に関する国家間の協定が一九六二年にスペイン、一九六四年にトルコ、一九六六年にユーゴスラヴィアと締結されたのであった。⁽²⁰⁾

外国人労働者の就労者数は、経済・社会変動につれて変化する。その具体的状況を知るために、表示すると、第一表の通りである。一九六三年から七三年まで、年を追うごとにその数が増えているが、これは、オーストリアでも、景気が上昇していたことを示す。ところが、一九七三年の中東戦争とそれによるオイルショックで、景気が急激に後退したのであるが、それをまともに受けたことが、外国人労働者の減少に現われている。ただ、この表の数字の変化には、検討すべき多くの点がある。まず、一九七三年のピーク時と比べて、一九八〇年代半ばには、八万人減の一四万人台になっているが、その後、それをさらに下廻る状況にならなかったのは何故かという点である。外国人労働者の最も多かった一九七三年をみると、外国人労働者全体のうち、ユーゴスラヴィア人一七・八万人(七八・五%)、ト

第一表 外国人労働者の人数の暦年変化 (1963-1987年)

年度	人数	年度	人数	年度	人数	年度	人数	年度	人数
1963	21,500	1968	67,500	1973	226,801	1978	176,709*	1983	145,347*
1964	26,100	1969	87,700	1974	222,327	1979	170,592	1984	138,710
1965	37,300	1970	111,715	1975	191,011	1980	174,712*	1985	140,206
1966	51,500	1971	150,216	1976	171,673	1981	171,773	1986	145,963
1967	66,200	1972	187,065	1977	188,863	1982	155,988	1987	147,382*

註 1963～1983年は、Gudrun Biffel, 前出, 40頁の表より, 1978～1987年は、連邦内務省の保安報告の各年度のデータによる。但し、*のついた年度は、両者のデータに若干の相違がある。

ルコ人二・七万人(二・八%)、西ドイツ人五八〇〇人(二・五%)などである。ところが、一九八三年のデータでは、ユーゴスラヴィア人は八・九万人に減ったのに、トルコ人は二・七万人、西ドイツ人は一・一万人という状況である。²²⁾ ビッフルは、この事情について、各種のデータを用いて説明しているが、ユーゴスラヴィア人に²³⁾ 関しては、長期間滞在して、その間、家族をよび寄せ、オーストリアで生まれ、育った子供が社会的に同化した人々のなかには、オーストリア国籍を取得した者が多い。その人々は、「外国人労働者」として統計に表われなくなる。又、ユーゴスラヴィアは隣国であり、交通費も大してかからないため、家族を国に残し、「出稼ぎ」に徹した人のなかに、景気後退の打撃をうけ、失業したため、帰国した者も少くない。これらの事情が、ユーゴスラヴィア出身の外国人労働者の「激減」の理由である。これに対して、トルコ出身の労働者は、景気と余り関係のない労働・作業に従事しており、相当程度滞在して後、家族をよび寄せ、長く定住していても、宗教や生活感情が異なるため、オーストリア社会に同化することは困難であり、従って、国籍を変えることがない。又、夫が失業した場合、故国に戻っても、就職する見込みがないためもあり、妻が掃除婦や食堂、公共施設の主婦などとして就職するため、「外国人労働者」として計算され、しかもそれらの仕事は、景気の変動とかかわりを持たないので、景気が回復し、夫が再就職しても、仕事を続けるためトルコ人の「外国人労働者」の数は、大きく変動しないのである、²⁴⁾ 又、西ドイツ人の場合は、技能、技術で生活しているため、景気の後退とかかわりなく、オーストリ

ア社会に組み込まれている、という。

三 オーストリアにおける「外国人」の人口の変化についても、一応の概観をしておこう。一九六一年には、約二〇万人の外国人がいたが、ヨーロッパ系の人は七・五万人で、そのうち西ドイツ人は四・三万人であって（ユーゴスラヴィア人は四、五六五人）、トルコ人は二二七人にすぎなかった。一九七一年には、二二・二万人の外国人のうち、ユーゴスラヴィア人が九万人（四四％）、トルコ人が一・六万人（七・八％）を占め、それが一九八一年には、二九万人の外国人のうち、ユーゴスラヴィア人一・二・六万人（四三％）、トルコ人六万人（二〇・六％）となっている。⁽²⁵⁾

一九八一年のオーストリアの総人口は、七五五万六〇〇〇人ほどであるから、二九万人の外国人は、三・八％の割合である。⁽²⁶⁾これをヨーロッパの他の国と比較すると、一九八〇年に、スイスは一四・二％、ベルギーは九・二％、フランスは七・四％、西ドイツは七・二％、スウェーデンは五・一％となっているから、その比率は、まだ少ない方であるとも言える。しかし、総人口に三・八％もの外国人が含まれるという事実は、相当なものである。試みに、わが国の人口一億二〇〇〇万人のうち、三・八％が外国人であると仮定して計算すると、四五六万人という大きな数字となる。フランスや西ドイツの比率で算出してみると、わが国に九〇〇万人ほどの外国人が生活していることになる。東京二三区の人口を上廻る巨大な人口を外国人が占めているわけである。

四 さて、事柄をオーストリアに限って、やや詳しく見てゆくことにする。

まず、オーストリアの外国人労働者の実態は、一九六三年以後の二〇年ほどの間に、どのように変遷したのであるか。⁽²⁷⁾

一九六〇年代のはじめ頃は、若くて独身の男が雇われていた。家族持ちの者も、故郷に家族を残して出稼ぎに来て

いた。人口に占める就労者の割合は、オーストリア人と比べて、外国人の場合、はるかに就労者の割合が高かった。ところが、一九七一年の国勢調査のときには、外国人労働者の動態にも変化が生じ、家庭をきずいたり、家族をよび寄せる者の数が増し、外国人の消費行動もオーストリア人に近づいていることが示された。²⁸外国人の人口に占める女子の比率が高くなり、トルコ人では一三%、ユーゴスラヴィア人では三七%になった。もつとも、オーストリア人では五三%にもものぼっていた。外国人女子就労者率も、オーストリア女性と比べて高い。例えば、ユーゴスラヴィア女性では八〇%、トルコ女性では五六%が就業しているのに対し、オーストリア女性では、三〇・八%が就業しているにすぎない。トルコ人の場合、一九六〇年代の初めは、殆ど男子に限られていたが、一九六九年には、女子の就業も目立つようになり、一九七三年には、全トルコ人就業者の二一・四%が女子により占められるようになったという。外国人の女子就業者のうち、共稼ぎの者も多いが、若い独身女性も決して少ない数字ではなかった。一九七〇年代になると、殊に、故郷に残していた家族をよび寄せる事例が増えてきた。それというのも、外国人人口の七割以上を占めるユーゴスラヴィア人とトルコ人の出身国の経済状態は一向に改まらず、出国した当時は、外国で稼ぎ、本国に残した家族への送金を積み立て、それを資金として帰国後、自前の仕事を持つと考えていた目論見がはずれ、故国に戻っても何ら将来の展望が開けないため、考えていたよりもはるか長期間、オーストリアに滞在を余儀なくされる破目に陥った者が多かったためである。一九八一年の国勢調査によると、外国国籍を持つ者の四四・四%が女子で占められていた（オーストリア人では、女子は依然として五三%と変らなかった）。この結果、外国人の多くが家族と一緒に生活していることを推測しうる。

一九八三年に、高等調査研究所 (Institut für Höhere Studien) が実施した外国人労働者に関する実態調査²⁹によると、被調査者の七〇%の人が、オーストリアに一〇年以上居住しており、家族を故国に残し、単身で働いている者は四三%にすぎなかった。その単身者に対し、家族をよび寄せる希望につき調査したところ、トルコ人労働者の二一・五%

がそれを希望しているのに対し、ユーゴスラヴィア人は六・六%にとどまった。この差異は、おそらく、地理的に近いために、週末に家族のもとに帰り、絆を確保することがユーゴスラヴィア人の場合には容易であることに求められよう。その他、ユーゴスラヴィア人の女性では、被調査者に一六・四%の離婚女性がいるのに対して、トルコ人女性では一%にしかすぎない⁽³⁰⁾。長期の別居により、家族の絆がゆるむことに対する意識の差があるのかも知れない。

オーストリアで家族と一緒に生活しているユーゴスラヴィア人の場合、子供の六九%はオーストリアで生まれているが、トルコ人の場合は、四二%である⁽³¹⁾。ちなみに、子供のある外国人労働者の家族の子供の七〇%がオーストリア生まれである。子供の数は、ユーゴスラヴィア人の家庭では、平均して二・一六人、トルコ人では三・〇八人であり、オーストリア人の家庭が一・八七人であるのと比べて、多いことが特徴的である。西ドイツでも指摘されていることだが、オーストリアでも、義務教育を終えた外国人労働者の第二、第三世代の者は、失業率が高く、言葉の障害のため、高等教育に進むこともできず、非行化する者が少くない。後にも指摘するが、住居環境その他の社会政策上の欠陥のしわ寄せが、外国人労働者、殊に、トルコ人の家族に悪い影響を及ぼしている。長年にわたり、オーストリア社会に住み、社会の底辺労働を支えるという社会的貢献をはたし、社会に適合しようとするこれらの人々に対して、補助金を支出してでも本国に帰国させようとするオーストリア政府の方針は、外国人労働者の生活設計を狂わせ、大きな打撃を与えていると批判されている⁽³²⁾。問題は、これらの「功労者」をいかにオーストリア社会に「編入」するかどうかであるが、前途は、必ずしも楽観しえないようである。

(14) 手塚和彰・外国人労働者、一九八八年、一七四頁以下、Helga & Horst Reimann (Hrsg.), *Gastarbeiter, Analyse und Perspektiven eines sozialen Problems*, 2. Aufl., 1987; *Mitteilungen der Beauftragten der Bundesregierung für Ausländerfragen, Daten und Fakten zur Ausländersituation, Juni 1986* の問題に関して、詳しくは Johann Woydt, *Ausländische Arbeitskräfte in Deutschland. Vom Kaiserreich zur Bundesrepublik, 1987* を参照。

(15) オーストリアの歴史、殊に、その複雑な国家形成の変転に関しては、ゲオルク・シュタットミュラー・矢田俊隆解題・円

- 後查一訳・ハプスブルク帝国史、一九八九年が最も広範に論じているが、このほか、ハンス・コーン著・稲野強・小沢弘明・柴宜弘・南塚信吾共訳・ハプスブルク帝国史入門、一九八二年（豊富な史料がついている）、A・J・P・テイラー・倉田稔訳・ハプスブルク帝国一八〇九—一九一八 オーストリア帝国とオーストリア＝ハンガリーの歴史、一九八七年がある。
- (16) Gudrun Biffl, Der Strukturwandel der Ausländerbeschäftigung in Österreich, in: Hannes Wimmer, op. cit. (Anm. 9), S. 33.
- (17) F. Nemschak, 10 Jahre österreichische Wirtschaft 1945 bis 1955. Österreichisches Institut für Wirtschaftsforschung, 1955. 参照。
- (18) ビッフルは、一九六二・六三年度に、三万六〇〇〇人の外国人に労働許可が与えられたという(前出・注9) 三三三頁。
- (19) Arno Pilgram, Ausländerprobleme, dargestellt in der kriminologischen Literatur. Bericht und Ergänzung zur Theorie der Ausländerkriminalität. Kriminalsoziologische Bibliografie. 1984. Jg. 11, Heft 43/44. S. 31.
- (20) ビッフル・前出(注9)・三四頁による。
- (21) ビッフル・同頁。
- (22) ちなみに、最も新しいデータである一九八九年五月の連邦統計局の資料によると、全部で一六万二〇〇〇人の外国人労働者のうち、ユーゴスラヴィア人八・九万人(五四・八%)、トルコ人三・八万人(二三・四%)、西ドイツ人一・二万人(七・五%)などとなっている。トルコ人の増加が目立つ。
- (23) 以下の叙述は、ビッフル・前出(注9)・三八—四〇頁から抜き書きした。
- (24) この実態調査のデータについては、前出(注4)・六六頁以下で詳しく分析されている。
- (25) ビッフル・前出(注9)・三七頁の表による。
- (26) オーストリア大使館のツインマーマン書記官(私信・一九八九年九月一三日)によると、同国の外国人の総数は、一九八四年・二六万九〇〇〇人、八五年・二七万二〇〇〇人、八六年・二七万六〇〇〇人である。一九八七年のデータは、まだないとのこと。一九八六年のオーストリアの総人口は七五万八〇〇〇人であるから、外国人の比率は三・六五%である。
- (27) 一九六三年から八三年までの二一年分の外国人労働者(西ドイツ、イタリア、ユーゴスラヴィア、スペイン、トルコ、その他の国)の動きについては、ビッフル・前出(注9) 四〇頁の表参照。
- (28) オーストリアにおけるユーゴスラヴィアとトルコからの外国人労働者の家族の社会構造について、詳しいデータ分析は、報告書・前出(注4)三七頁以下にある。本文の叙述は、ビッフルの説明と報告書の記述とを総合して、私がまとめたものである。

- (29) 報告書・前出(注4)、四一頁、四三頁、五二頁、六〇頁を要約したものである。
- (30) 報告書・前出(注4) 五四頁。
- (31) 同書五七頁、殊に、一一六頁以下参照。
- (32) 同書六五頁以下、殊に、二一六頁以下。

二 外国人労働者の犯罪の動き

一 外国人労働者が、治安にどの程度の影響を及ぼしているかを知るためには、公的な統計資料を手がかりにする方法に頼るほかはない。だが、公的統計の項目は、必ずしも、犯罪学研究の必要とするデータを提供するのに適してはいない。⁽³³⁾ ただ、オーストリアの警察統計は、一九七一年度以降、外国人の犯罪に関して、かなり詳しいデータを提供している。それを手がかりにして、罪種、被疑者の国籍別、外国人労働者か否かが分る。ただ、外国人・外国人労働者について、年齢別の分析はない。裁判統計上は、一九七五年度以降、外国人で有罪判決を受けた者のデータが出ており、外国人少年の有罪者も分るが、国籍別の分析はない。矯正統計には、一九八二年度以降、内国人・外国人の区別がなされ、さらに、一九八五年以降は、性別のデータが出ているが、それ以上は不明である。

二 こうした公的な資料に依拠して、外国人労働者の犯罪について検討したゲルハルト・ハナクらの論説がある。⁽³⁴⁾ 私の手元には、すでに述べたように、警察統計が一九七八年から八七年までの一〇年分しかないもので、本稿では、ビルグラムらの分析を大幅に借用せざるをえない。ただ、最近の一〇年間については、手持ちの資料を用いて、動向の分析を試みることができる。その場合、西ドイツと異なり、一〇年間の動きについて、ある程度の追跡は可能である。というのは、別稿で指摘したように、⁽³⁵⁾ 西ドイツの連邦刑事警察局は、一九八三年に、「実人員計上主義」による統計

データの洗い直しを実施したため、一九八四年以前のデータとそれ以後のデータのうち、被検挙者人員数の比較ができないのである。従って、外国人労働者の犯罪動向についても、最近の分につき、一九八四年以降の動きしか見ることができない状況である。⁽³⁶⁾この一〇年間には、かなりの社会変動が認められるのであるから、比較すべきデータが五分にすぎないか、一〇年間の推移を見ることができなかでは、大きな違いがあるといふべきである。

まず、ピルグラムの論文により、外国人犯罪の動きを国勢調査が行われた一九七一年と八一年の一〇年間隔を置いた時点につきみてみることにする。⁽³⁷⁾データについて一言しておく、(1)オーストリア人、ユーゴスラヴィア人、トルコ人のオーストリア国内の人数が大きく異なるため、被疑者の粗数を比較することは意味がない。そこで、それぞれにつき、一〇万人当りの犯罪者率を出して比較する方法をとっている。(2)その犯罪者率は、全犯罪の被検挙者数を用いて計算していることに注意すべきである。

第二表に現われているように、一九七一年―八一年の一〇年間隔の比較でみる限り、オーストリア国内での外国人犯罪は、鎮静化しており、外国人労働者の犯罪も動きとしては落ちついていることがわかる。ただ、ユーゴスラヴィア人が下降傾向であるのに対して、トルコ人がやや上昇傾向にあることが目につく。

ところで、オーストリア人と外国人労働者の犯罪者率を比較する場合、全人口数を用いた比率によるのでは、必ずしも正確ではない。何故なら、オーストリア人の場合、全人口に五〇歳以上の者の占める比率が高いのに対して、外国人労働者では、入国の事情を反映して、四〇歳以下の比率が高い。⁽³⁸⁾そこで、一四歳以上四〇歳未満の人口数を用いて犯罪者率を出し、比較することでもって、外国人労働者に問題はないかが検討された。第三表をみて分るように、此の年齢層の犯罪率をみる限り、オーストリアの男子と比較し、外国人労働者の犯罪者率は低く、殊にトルコの男子労働者がかなり低いことが分る。トルコ人総数の犯罪者率が高いということは、トルコ人女子労働者の犯罪率が高いことの反映であると思われる。それは、おそらく、財産犯の被検挙者数によるものと思われる。

第二表 オーストリア国内の外国人(ユーゴスラヴィア人とトルコ人)の犯罪者率
(人口10万人当りの被検挙者率)

事 項	年度	全体のデータ	外国人労働者	その他の者
オーストリア全体	1971	2,600	—	—
	1981	2,500	—	—
オーストリア国内の ユーゴスラヴィア人と トルコ人の合計	1971	7,500	7,000	11,400
	1981	4,400	4,900	3,400
オーストリア国内の ユーゴスラヴィア人のみ	1971	7,900	7,400	11,500
	1981	4,800	4,800	4,700
オーストリア国内のトルコ人のみ	1971	5,300	4,800	10,500
	1981	3,600	5,200	1,800

第三表 外国人と内国人の犯罪率(同一年齢層10万人当り)の比較(1981年)

	14-40歳の全人員	ユーゴスラヴィア人とトルコ人の 外国人労働者合計	ユーゴスラヴィア人の 外国人労働者	トルコ人の 外国人労働者
全人員	4,800	4,900	4,800	5,200
男 子	8,000	6,700	6,800	6,400

三 西ドイツの外国人労働者の最近の動向を分析したトラウルゼンによると、外国人の犯した犯罪の多くが「外国人(登録)法」(Ausländerrecht)などの形式犯であり、これを除いた残りの刑法犯には、余り問題がない、という³⁹⁾。

この点、オーストリアについてみると、その警察統計には、特別法のうち、例えば、「麻薬(取締)法」(Suchtstoffgesetz)、「武器法」(Waffen-gesetz)、「ポルノ(取締)法」(Pornographiegeseztz)といったごく一部のもののデータに限られ、あとは、「裁判上罪となるべき行為」(gerichtlich strafbare Handlungen)として一括され、「重罪」(Verbrechen)と「軽罪」(Vergehen)のその認知件数(bekanntgewordene Fälle)と検挙人員(ermittelte Tatverdächtige)とについて、それぞれ小計と合計とが示めされているにすぎないから、特別刑法のうち、殊に、外国人・外国人労働者の犯罪率の高い罪種を知ることとはできない。

四 オーストリアにおける外国人労働者の犯罪の動向を、一九七八年から八七年までの一〇年間につき、やや詳しい検討を加えるに先立って、以下、分析に利用する資料とそこに公刊されているデータに関して、若干の事実を明らかにしておく。将来、同学の士が、この仕事を手がかりとして、一層の充実をはかるうとする場合の手引きになるからである。

資料は、オーストリア共和国一九八七年保安報告・オーストリア国内の保安に関する連邦政府報告(Republik Österreich Stehheitsbericht 1987 Bericht der Bundesregierung über die innere Sicherheit in Österreich)と印刷された厚紙の表紙のなかに、三点が入っている。本報告には、一九八七年の犯罪、予防、解明及び刑事司法(Kriminalität 1987 Vorbeugung, Aufklärung und Strafrechtspflege)という副題がある。それに、表と図(Tabellen und Graphiken)と一九八七年警察統計(Polizeiliche Kriminalstatistik)という付録二つがついている。後者は、連邦内務省(Bundesministerium für Inneres-BMI)の編集にかかる。このうち、外国人犯罪(Fremdenkriminalität)という項目に、外国人・外国人労働者の犯罪に関するデータが紹介されている。そこには、オーストリア中央統計局(Österreichisches Statistisches Zentralamt)の統計をも用いているので、この統計データが手元になくときは、右の三点の資料をもとにして、自分で計算し、検証することはできない。

まず、注意すべきは、「外国人の犯罪」で扱われている事件が、「重罪」(Verbrechen)に限られているという点である。オーストリアの「重罪」は、西ドイツの「重罪」よりも重い罪である。両者を比較してみる。オーストリア刑法典第一七条によると、「重罪」の定義として、第一項 重罪とは、無期自由刑又は三年以上の自由刑の定められた故意の行為をいう。第二項 その他の可罰的行為は、軽罪である、⁽⁴⁾という。なお、オーストリアでは、一九七四年まで、その他に、違警罪(Ubertretungen)があった。

西ドイツ刑法典第一二条では、重罪は、一年又は一年以上の自由刑の定められている違法行為をいい、軽罪とは、

オーストリアにおける外国人労働者の諸問題

第四表 オーストリアの総人口、外国人労働者の人口、人口比、被疑者に関する比較(1978-1987年)

	1978	1979	1980	1981	1982
オーストリア総人口	7,518,300	7,508,400	7,503,300	7,505,200	7,563,400
外国人労働者人口	177,000	170,592	174,713	171,773	155,988
外国人労働者人口比	2.35	2.27	2.33	2.29	2.06
18-40歳オーストリア人人口	2,314,166	2,348,594	2,368,633	2,373,773	2,417,100
被疑者総数	14,451	14,709	14,406	16,549	16,522
18-40歳オーストリア人被疑者数	8,990	8,896	9,076	10,162	10,574
外国人労働者被疑者数	400	386	364	411	465
外国人労働者犯罪者率	226	226	208	239	298
18-40歳オーストリア人犯罪者率	388	357	364	398	405

	1983	1984	1985	1986	1987
オーストリア総人口	7,574,100	7,551,800	7,552,500	7,557,700	7,565,603
外国人労働者人口	145,347	138,710	140,206	145,963	147,382
外国人労働者人口比	1.92	1.84	1.86	1.93	1.95
18-40歳オーストリア人人口	2,433,100	2,447,395	2,471,814	2,509,133	2,550,512
被疑者総数	/	/	/	/	/
18-40歳オーストリア人被疑者数	9,656	9,844	9,088	8,664	8,179
外国人労働者被疑者数	332	315	273	287	315
外国人労働者犯罪者率	175	227	195	197	214
18-40歳オーストリア人犯罪者率	193	347	368	345	321

それより短かい刑又は罰金刑が定められているものをいう、となっている。⁽⁴²⁾

次に指摘すべきことは、統計書は、どの国でもみられることであるが、年度により、統計データの取り方、殊に、その処理項目に改変がなされ、そのために、ある程度の長さの期間におけるデータの比較が出来ないことがしばしば起りうるのである。私の手元にあるわずか一〇年分の資料でも、何項目かにおいて、データ処理に変更が加わったために、それを表示し直すに当り、空欄とせざるをえない事例が少くないのである。この点について、項目ごとに、指摘しておきたい。

まず、オーストリアの総人口、外国人労働者の人口、その人口比、外

国人労働者の被疑者数とオーストリア人のそれとを比較するため、一八一四〇歳のオーストリア人の人口数、それぞれの被疑者数、一〇万人当りの犯罪者率をみてみよう（前頁の第四表参照）。ここで注意すべきは、一九八三年度以降、被疑者総数が示めされなくなっていることである。

この表をみて、オーストリアの総人口がこの一〇年、七五〇万人台におさまっていること、外国人労働者数が一七万人から一四万人へ（一九八四年には、一三万人台になったが）と減少しており、そのため、その人口比が三・三五から一・九前後に落ち込んでいるという全体的傾向を知りうる。すでに述べたように、外国人労働者とオーストリア人の一〇万人当りの犯罪者率を比較するのに、全体の人数によるのではなく、一八歳以上四〇歳という年齢グループの人口で比較することが合理的であるため、そのデータがあがっている。これをみると、外国人労働者の犯罪者率の方が、オーストリア人よりもかなり低いことが知られる（一九八七年は、両者のデータは接近しているが）。

西ドイツの統計では、此の他、児童・少年・青年に分け、若年者について、外国人とドイツ人の比較をしているが、⁽⁴³⁾オーストリアの警察統計のデータには、その分析・比較を可能にする細目はない。

次に、生命・身体に対する罪、他人の財産に対する罪、風俗犯（性的自由に対する罪）、この三罪の合計の項目につき、オーストリア人、外国人労働者を除く外国人、外国人労働者の三者に分けて検討してみた。ただ、此の項目についても、一九八三年以降は、外国人労働者を除く外国人の項目がなくなっている。

生命・身体犯（第五a表）は、総数も少いし（殊に、重罪の場合）、少しでもデータが増減するとその変動幅は大きい。それでも外国人労働者に、一九八二年以降、かなりの減少傾向を認めうる。

財産罪（第五b表）については、（一九八三年のオーストリア人のデータの少ないことは別として）オーストリア人が一九八二年をピークとする山状の変化を示すのに対し、外国人労働者は、かなりはっきりした減少傾向を示す。外国人労働者の場合、一般には、物質的刺激に短絡的に反応しないのだと見るべきか。

オーストリアにおける外国人労働者の諸問題

第五 a 表 生命・身体に対する罪の被疑者の特性別比較

項目 \ 年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
オーストリア人	300	316	276	251	273	167	287	297	310	167
外国人 (外国人労働者を除く)	21	11	6	12	15	/	/	/	/	/
外国人労働者	24	30	22	23	18	16	19	14	12	16

第五 b 表 他人の財産に対する罪の被疑者の特性別比較

項目 \ 年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
オーストリア人	11,162	11,400	10,287	11,943	12,101	6,046	10,781	10,613	10,274	6,046
外国人 (外国人労働者を除く)	544	551	573	753	735	/	/	/	/	/
外国人労働者	228	235	218	268	278	209	215	186	186	209

第五 c 表 風俗犯にかかる被疑者の特性別比較

項目 \ 年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
オーストリア人	1,040	1,115	890	963	876	472	873	925	948	472
外国人 (外国人労働者を除く)	35	37	47	43	45	/	/	/	/	/
外国人労働者	76	57	60	43	61	37	50	35	47	37

第五 d 表 上記三罪の合計にかかる被疑者の特性別比較

項目 \ 年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
オーストリア人	12,502	12,831	11,453	13,157	13,250	6,685	11,941	11,836	11,532	6,685
外国人 (外国人労働者を除く)	600	599	626	808	795	/	/	/	/	/
外国人労働者	328	322	300	333	357	262	284	235	245	262

風俗犯（第五c表）の傾向は、（ここでも、一九八三年度のデータが、オーストリア人につき、異様に少い点を描くとして）内・外国人とも、似たような起伏のカーブが示めされる。

右のような事情を反映し、三罪の合計データ（第五d表）にも、オーストリア人が一九八二年をピークとする山状の動きを示めすのに対し、外国人労働者の場合、全体としては、減少傾向が顕著となっている。

右の三罪において、外国人のうち、殊に、人口的に多い三グループ、ユーゴスラヴィア人、西ドイツ人、トルコ人の被疑者数に、何らかの特徴はないかを検討してみた。このデータでは、外国人労働者を含む外国人数の比較をしている。

まず、全重罪（第六a表）についてみると、内外外国人を併せた総数でも、一九八一・八二年をピークとする山状の動きがある。ただ、外国人の総数において、一九八一・八二年と八七年に山があり、殊に、後者のデータが高い。そこで注目すべきは、ユーゴスラヴィア人とトルコ人の動きである。

生命・身体犯（第六b表）の重罪についても、似た傾向にある。財産犯（第六c表）の動向は、どこの国でも同じだが、犯罪全体数の動きと密接にかかわる。ここでも、ユーゴスラヴィア人の増加のカーブが注目をひく。

風俗犯（第六d表）においては、全体として、やや減少の様相を認めうるが、外国人総数は、横ばいと言ってもよいであろう。奇妙なことに、ユーゴスラヴィア人とトルコ人が一〇二年交代で、多くなったり少なくなったりしている点である。

この三罪のうちの殊に「重罪」の動きをみる場合、ユーゴスラヴィア人とトルコ人のそれぞれの人口が正確に分らないと比較することは困難である。とにかく、実数が余りにも少ないので、一〇万人当りの犯罪者率を出して比較することは余り意味がない。

この一〇年間の動向でみる限り、外国人・外国人労働者の治安に及ぼす影響は、殆どデータ的には何の意味もない

オーストリアにおける外国人労働者の諸問題

第六a表 全重罪における被疑者総数, 外国人被疑者, ユーゴスラヴィア人, 西ドイツ人, トルコ人の比較

項目 \ 年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
全刑法犯	14,451	14,709	14,406	16,549	16,522	15,557	15,326	13,923	13,540	12,454
外国人総数	1,112	1,115	1,104	1,402	1,420	1,224	1,364	1,295	1,296	1,456
ユーゴスラヴィア人	427	387	394	468	427	380	523	422	473	593
西ドイツ人	257	197	217	237	222	211	188	197	185	183
トルコ人	132	158	156	189	267	203	211	213	203	229

第六b表 生命・身体犯における被疑者総数, 外国人被疑者, ユーゴスラヴィア人, 西ドイツ人, トルコ人の比較

項目 \ 年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
総数	300	316	304	286	306	297	330	298	310	240
外国人総数	45	41	28	35	33	31	43	32	23	33
ユーゴスラヴィア人	19	23	14	12	16	13	19	9	11	9
西ドイツ人	3	2	1	3	2	4	4	4	1	7
トルコ人	4	8	9	11	7	6	11	5	5	10

第六c表 財産犯における被疑者総数, 外国人被疑者, ユーゴスラヴィア人, 西ドイツ人, トルコ人の比較

項目 \ 年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
総数	11,162	11,400	11,078	12,964	13,114	12,109	11,800	10,613	10,274	9,506
外国人総数	772	786	791	1,021	1,013	894	1,019	988	1,021	1,122
ユーゴスラヴィア人	318	285	282	370	320	297	443	341	398	511
西ドイツ人	215	158	181	185	197	188	150	168	152	132
トルコ人	46	76	85	97	139	104	114	139	146	147

第六d表 風俗犯における被疑者総数, 外国人被疑者, ユーゴスラヴィア人, 西ドイツ人, トルコ人の比較

項目 \ 年度	1978	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987
総数	1,040	1,115	997	1,049	982	914	964	925	948	766
外国人総数	111	94	107	86	106	96	91	68	92	92
ユーゴスラヴィア人	51	30	50	27	33	22	24	24	30	34
西ドイツ人	12	6	10	9	6	7	6	7	10	17
トルコ人	24	32	23	20	37	43	40	17	23	20

程の少なきであると言ってもよいであろう。

- (33) Arno Pilgram, Ausländerbeschäftigung und Kriminalität, in: Hennes Wimmer, op. cit. (Anm. 9), S. 353 ff. に、外国人(労働者)の犯罪に関する統計データその他の情報源について説明がある。それらの公的データに加えて、「二、三の実証研究の成果をも用いて、一九八三年頃までの「外国人犯罪(同労働者を含む)」の動向を紹介している。それを列挙すると、(1)外国人の犯罪率(三五五頁以下)、(2)オーストリア内の地域における外国人犯罪の状況(三六一頁以下)、(3)外国人犯罪の構造(三六三頁以下)、(4)刑事裁判上の処遇(三六六頁以下)、(5)未決拘禁の關係(三六九頁以下)となっている。そして、三七頁以下の「労働市場と社会的規律化(Sozialdisziplinierung)」の叙述は、ビルグラム・前出(注19)の二九頁以下とほぼ同じ内容である。
- (34) Gerhard Hanak-Arno Pilgram-Wolfgang Stangl, Die Strafverfolgung an Ausländern - Eine Sekundäranalyse zweier soziologischer Studien zur Rechtsanwendung. Kriminalsoziologische Bibliografie 1984, Jg. 11, Heft 43/44, S. 42 ff. ここで紹介されている二つの法社会学的研究とは、G・ハンナクの「日常的犯罪と法の適用」(法社会学・犯罪社会学研究所研究報告一九八三年)とW・シュタンツル等の「オーストリアにおける未決勾留」(内部資料、一九八四年)をいう。これらは、Arno Pilgram, Untersuchung über die ausländische Arbeitskräfte in Österreich, 1984 に紹介されているというが、まだ入手していない。ハンナクの論文では、(1)ウィーン地区裁判所の刑事裁判における外国人の事件、(2)ウィーン、リンツ、インスブルックの三地方裁判所における、外国人に対する未決拘禁と判決の実態を紹介している。
- (35) 宮澤・前出(注7)、六頁のほか、同・青少年非行の動向と刑事政策的対応——スイスと西ドイツの状況を中心として、団藤重光博士古稀祝賀記念論文集第三巻、一九八四年、三〇六頁以下、同・犯罪統計をめぐる二、三の問題、研修四三六号、一九八四年、二頁以下など。
- (36) Monika Traulsen, Nimmt die Ausländerkriminalität zu? Analyse der Polizeilichen Kriminalstatistik 1984 bis 1987. Jörg-Martin Jehle et al., Strafrechtspraxis und Kriminologie. Eine kleine Festgabe für Hans Göppinger zum 70. Geburtstag, 1989, S. 191 ff. (1993).
- (37) Pilgram, op. cit. (Anm. 33), S. 355 ff. 以下。
- (38) 一九八一年度の年齢構成について、報告書・前出(注4)、四二、四三頁参照。本文に関して、ビルグラム・前出(注33)、三五六頁。

- (39) Trausen, op. cit. (Anm. 36), S. 209f. 殊に「政治的亡命者 (Asylbewerber) に、此の種の形式犯が多いこと」。
- (40) Vgl. Polizeiliche Kriminalstatistik 1987, Kriminaltaet der Fremden, Tabelle 5 Blatt 3.
- (41) Egmont Foregger-Eugen Serini, Strafgesetzbuch samt den wichtigsten Nebengesetzen. Kurzkomentar. 4. Aufl. 1988, S. 75 f.
- (42) Dreher-Tröndle, Strafgesetzbuch und Nebengesetze. 44. Aufl., 1988; Karl Lackner, Strafgesetzbuch mit Erläuterungen. 18. Aufl., 1989 など参照。
- (43) Bundeskriminalamt, Polizeiliche Kriminalstatistik 1987, 1. 3. 2 Nichtdeutsche Tatverdächtige u. Tatverdächtige minderjährige Ausländer: Kriminalitätsbelastungszahlen der deutschen u. nichtdeutschen Tatverdächtigen.

三 オーストリアの社会の動き、殊に、労働市場の変動と外国人労働者政策の変化

一 手元にある論説のうち、刑事訴追された者、裁判上の処理を受けた者、矯正施設内に収容された者⁽⁴⁴⁾について、内・外国人のデータ比較、さらには、加害者と被害者が同国人同士か外国人同士か、内・外国人が加・被害者に分れているかで、処理の状況に差異はあるか⁽⁴⁵⁾につき、検察統計、司法統計、矯正統計、そして、公的犯罪処理機関の選択過程におけるレット作用に関する実証的研究の成果を駆使した興味ある事実を指摘したものが⁽⁴⁶⁾ある。しかし、残念なことに、私の手元には、それらの元になる各種データは殆んどなく、実証研究の報告書⁽⁴⁷⁾も入手しえていない。

これらの論著から、若干の事実を抜き書きして紹介しても、二次的資料どころか三次的資料の利用ということになってしまふので、それらすべては、今後の準備と材料の蓄積をしたらうえでの宿題ということ⁽⁴⁸⁾で留保したいと思う。ただ、一つの興味ある仮説の紹介だけでもしておきたいと思うのである。

二 ウィーンの法社会学・犯罪社会学研究所（その前身は、ルートウィヒ・ボルツマン・犯罪社会学研究所である⁴⁸）のアルノ・ビルグラムは、オーストリアの労働市場政策が外国人犯罪に対する世論の動向に微妙な影響を及ぼし、外国人労働者の犯罪を対象とする犯罪学研究に陰を落としているという仮説を提示している。⁴⁹ビルグラムは、外国人労働者の犯罪及び外国人労働者の第二世代（青少年）の非行の原因を論じたドイツ語圏犯罪学の仮説の動向について検討した後、一九六〇年から八二年に至るオーストリアの社会的変化を労働市場と社会の規律に対する考え方の動きについて考察し、一九七三・七四年に生じた景気の転換の前後に見られる刑事司法の戦術に反映しているかに論及したうえで、それらの動きがどのような形で外国人労働者の犯罪に対する刑事司法の戦術に反映しているかに論及したものである。

犯罪学関係の文献で外国人の犯罪を対象とする論者は、ビルグラムによると、一九六〇年代の半ばに、にわかに活発化した。それというのも、第二次大戦中に、ナチスの人種理論に追従した「犯罪生物学」の著作のなかに、民族的・人種的偏見をあらさまに叙述したものが多く、第二次大戦後は、外国人犯罪に言及することが一種のタブー視されていたからであった。ところが、一九六〇年代に、すでに述べたように、外国人労働力を国策として導入するようになって、次第にその数が増え、六〇年代半ばには、西ドイツの被雇傭者の五％が、外国人労働者によって占められるに至り、市民生活のなかでもかなり目立つようになってきたのであった。ちなみに、オーストリアでは、一九七〇年代になって、この比率に近づいたこと⁵⁰であった。当初は、外国人の労働力を単に経済の機構にどうとり込むかという点に関心が向けられていたが、このような大量の「住民」を抱えるようになってくると、それだけではますますくなり、これらの「異質な分子」を労働の場を提供する国の社会生活にいかに関心を向けるように、政策の転換がなされるに至った。当初は、労働市場で内国人の労働力不足を解消するための救い手と考え、もっぱら経済成長を支える者とみていたのであったが、次第に、社会問題のもたらす費用をも考慮せねばならなくなってきた。外国人労働者も、事故に遭い、病気にかかり、逸脱や犯罪と無関係であるわけではない。保険や生活保護など、結構、

国公費の支出が必要となってきた。しかし、こうしたマイナス面があるにもかかわらず、オーストリア社会へと取り込もうという対応が試みられたのは、その当時、景気が持続し、上昇傾向にあったためである。⁽⁵¹⁾

三 犯罪学者は、外国人労働者の犯罪原因を説明するのに、アメリカ犯罪学の仮説の一つである「文化葛藤」⁽⁵²⁾を用い、これらの労働者がその故国で身につけた価値観と流入国の社会の価値観との衝突がそれらの者の犯罪の原因である、とした。市民の間の偏見によって、外国人、殊に、外国人労働者の犯罪は多いと漠然と考えられていたとしても、実際に逮捕された者の比率を出してみると、外国人労働者自身の犯罪者率は、内国人よりもはるかに低いという実証研究の成果が次々と公刊された。⁽⁵³⁾ それらについて、詳しく紹介することは本稿の目的ではないが、批判された「実証研究」、つまり警察統計のデータに基づく「外国人（労働者）の犯罪」がドイツ人の犯罪よりも率において多いとする結論には、かなり粗雑なものが多かったといえる。⁽⁵⁴⁾ 外国人の人口の特色は、女性、高齢者、上流階層の者が少いことであり、これらの人々が犯罪率を下げている事実を無視することはできないのである。外国人（労働者）の犯罪者率が内国人のそれと比べて本当に高いか否かを比較するには、すでに検討したように、四〇歳未満の年齢層の者の人口比を用いなければ意味がないのである。文化葛藤の仮説を支持する論者のなかに、このようなプリミティブな間違えを正さずに、外国人労働者の犯罪が多いという「事実」を説明するのに、「価値観Ⅱ文化観」の相違を強調すること、理論的に砂上の楼閣を築くものと評せられる。議論の展開は、又、犯罪学理論のうちに新しい動きが出てきたこととも無関係ではなかった。一九六〇年代の犯罪学の最も重要なテーマの一つは、「福祉社会における犯罪」であったために、外国人労働者の犯罪、殊に、その子供たちの犯罪を右の考え方の枠組で捉えようとする動きが併行して生じ、後には、それが形をかえて主流となっていくた。⁽⁵⁶⁾ 社会が繁栄し、その構成員の社会生活が豊かになり、恵まれない階層の者にも福祉の手がさしのべられるようになってきたのと裏腹に、犯罪が増えるのは何故なのか、というテーマである。福祉社会になっても、それに取り残される者は出てくる。一般市民に与えられる恩恵に浴さない者の欲求

不満が大きくなり、逸脱へと走る。

この考え方を受けて、「文化葛藤と犯罪」という仮説に代って、外国人労働者とその家族は、「社会的欠陥状態と社会的に不利な地位」の故に、犯罪や非行に走るとする仮説が支持をえるようになってきた。⁽⁵⁷⁾ただ問題は、青少年非行を考える場合に、親のもとで育てられた間に身につけた価値観と青少年たちが社会生活を送っている間に接触する、親が働く場所を求めて移住してきた「外国」の価値観とがぶつかり、青少年の内面で規範意識の葛藤が起きるといふ事実を全く否定するわけにはゆかないであろうという点である。二つの対立する考え方が、十分に根づかない状態、いわゆる規範の内面化が定着していない、社会的に未成熟な青少年の非行については、単に、経済的に不利であるとする角度だけでは説明しきれない問題がある。そうはいつても、西ドイツと同様、或いはそれ以上に、外国人労働者の第二世代をめぐるオーストリア社会の現状は、きびしいものがある。学校生活において、言葉のハンディーがあるため、成績の点で上級学校に進学することが困難であり、大学進学のコースではなく、実業学校などに進む。そして、工業や商業などの知識を得て卒業しても、就職口はない。従って、失業の身をかこつことになる。⁽⁵⁹⁾就職ができて、それは不安定な職場か、さもなければ、肉体労働であり、父親たちと同じように、低賃金で、汚なく、不健康な職場である。オーストリア人の仲間の少年たちとのつき合いで、中流階層の生活を知った若い世代の者にとって、親達と同じような苦勞に耐える精神の強靱さはない。居住環境も良くない。⁽⁶⁰⁾ことに、トルコ人に対する偏見から、部屋を貸したからにない。子供が多いこと、一度、貸すと友人や知人に又貸したり、共同住宅のように他の家族の者も無断で同居する。食習慣の違いから、臭気の強い料理を造るため、近所から文句が出るなど、争いが絶えない。借り手のなような古い家やスラム化した下層階層の住宅街の一隅に、トルコ人たちが身を寄せ合って住むという状況が見られる。ユーゴスラヴィア人は、それと比べれば少しはましであるが、ひと口にユーゴスラヴィア国籍があるといつても、ボスニアやセルビアの出身者には、⁽⁶¹⁾トルコ人の血がまじっているために、外見的には区別がつきにくく、オーストリ

ア人の目からみると、やはり差別視をしてしまう。劣悪な居住環境に住むこれらの青少年が、学校生活に適応できず、失業の身で巷をぶらぶらしていたなら、どういふことが起きるかは、想像に難くない。

それでも、一九七三年までは、景気がよかったから、労働市場も好景気を反映して活気があり、働き手にとって売り手市場であった。社会の一般的風潮として、社会統制のしめつけはゆるく、刑事立法には、非犯罪化の思想が反映し、刑事司法政策には、自由化、寛容化が見られた。⁽⁶²⁾ 軽微犯罪の簡易処理、社会内処遇の多用化が一九六〇年から七四年までの一般的傾向であった。事実、永年の懸案であった刑法改正は、一九七四年に国会を通過した刑法典の公布・施行により、終了した。

ところが、社会の経済・政治情勢は、一九七三年のオイル・ショックを契機として、一転して不景気となり、生産は停滞し、企業の倒産が相次ぎ、失業者は増大した。政府は、オーストリア人の失業率を抑えるために、労働市場政策を転換し、外国人労働者の新規採用を禁止、労働のための入国を厳しく制限する政策をとった。失業した外国人労働者に対して、失業手当を充分に支払う制度が確立していないこともあり、帰国を奨励する政策をうち出した。こうした政治・経済情勢の急変が、刑事政策にも反映し、それまで大目にみていた逸脱行動や違反行為に対して、社会の規律を強化し、社会統制を厳格化する風潮が強くなってゆく。⁽⁶³⁾ 非犯罪化の方向が逆転して新しい犯罪類型を導入する「新犯罪化」の傾向が刑事立法に現われ、刑事司法の運用も、違反に対して厳正にのぞむという姿勢がうち出されるようになった。経済生活の実態が、不況を反映するようになったこととあいまって、政治・社会生活が労働市場政策のしめつけ、外国人労働者に対する閉鎖の姿勢に呼応して、外国人の違法行為に対して大目にみる態度から、それを告訴・告発する風潮へと変った。親の失業、自分自身の無為徒食などが圧力になって、青少年の万引、軽微な窃盗が多発し、犯人が外国人労働者の子供であるときは、頭髮の色や眼の色が目立つほどに異なるため、発覚の度合いが高く、また、警察につき出すことに遠慮がなくなっていた。⁽⁶⁴⁾ こうした被害者や周囲の大衆の態度の変化が、外国人

労働者やその家族、殊に青少年の犯す財産犯の検挙人員に微妙に反映している、とピルグラムは指摘している。⁽⁶⁵⁾これに対して、人身に対する罪に余り大きな変化がみられないのは、加害者と被害者がともに外国人労働者やその関係者である場合が多いため、オーストリアの刑事司法関係者の関心が低いのである、とも言われる。⁽⁶⁶⁾此の事情は、西ドイツにおいても認められるところである。⁽⁶⁷⁾

警察統計に現われた刑法犯の動きを適切に把握するためには、こうした事件にかかわる背景事情を知る必要がある。

四 全体としてみた場合、外国人労働者とその子供たちの犯罪や非行は、市場における力関係、経済と社会の発展過程における変化と密接に関係していることを無視しえない。これらの人々は、いわば、労働市場の「犠牲者」なのである。これらの人々にしわ寄せがゆくことで、社会全体の基本構造にとって危険なしに問題解決をはかれるし、社会の同意、政治情勢に比較的わずかな影響を残すことで、現状を糊塗しうるのである。このように考えてゆくと、外国人労働者の犯罪をば、雇傭の危機段階に現われた問題グループであるときめつけるのは間違えであって、これらの人々が、社会的にみて極めて費用効率よく危機の克服に役立っているという現実を無視してはならないし、外国人の労働は、オーストリア社会における社会的葛藤や犯罪をむしろ減らすのに役立ってきたことを銘記すべきである。⁽⁶⁸⁾という指摘は、大変示唆にとむと思われる。

- (44) Anton Katzenschlager, *Angehörige fremder Staaten und Kulturen, in: Minderheiten im Strafvollzug, op. cit.* (Ann. 13), S. 57 によると「一九八三年・五八三人、八四年・五九三人、八五年・六七八人、八六年(九月一日)・五八四人の外国人がオーストリアの刑務所で服役をしている。その大多数が回教徒であり、食習慣、宗教、そして言語上の障害により、矯正職員に大きな負担となっている」ということである。右のデータのなかに、外国人労働者が何人いるかについては、明らかでない。⁽⁴⁵⁾ 此の点については、前出(注33と34)の論稿が興味深い。オーストリア人と比べて、罪種が比較的軽くても、未決拘禁に付せられ、その期間は長く、有罪判決をうる例は多い。しかし、オーストリア人と比べて、刑罰は軽減されている。そして、

- ウィーンの裁判所よりも、インスブルック地裁の方が、外国人に対しては、厳しい処理をしている、という。
- (46) ビルグラム・前出(注33)、三六九頁以下によると、加害者も被害者も外国人の場合、無罪・手続の打切りは五九%と最も高い。それは、犯罪が軽い、訴追について公の関心が低い、といった理由である。次には、加害者オーストリア人、被害者外国人で、五五%となっている。
- (47) 法社会学・犯罪社会学研究所、高等研究所などに、外国人労働者に関連する研究報告がある。
- (48) この研究所の活動とその業績については、宮澤浩一・刑事政策の動き、一九八一年、八八頁参照。
- (49) A. Pilgram, op. cit. (Anm. 19), S. 16 ff., 20 ff.; ders., op. cit. (Anm. 33), S. 371 ff.
- (50) オーストリアにおけるユーゴスラヴ人とトルコ人の人口の変化、その出身地、オーストリア社会での分布などにつき、詳しくは、Rainer Bauböck, Demographische und soziale Struktur der jugoslawischen und türkischen Wohnbevölkerung in Österreich, in: H. Wimmer, op. cit. (Anm. 9), S. 181 ff. の説明を、報道書・前出(注4)とかなり重複して述べ。
- (51) Hannes Wimmer, Wohnverhältnisse der ausländischen Arbeiter in Österreich, in: H. Wimmer, op. cit. (Anm. 9), S. 281 ff.
- (52) シースナン・セリン・小川太郎・佐藤勲平訳・文化葛藤と犯罪、一九七三年参照。
- (53) ヴェルグの文徳とグッホ M. Traulsen, Die Kriminalität der jungen Ausländer nach der Polizeilichen Kriminalstatistik. MschrKrim 71. Jg., 1988, S. 40 f. のヴェルグ・Günther Kaiser, Kriminologie, 8. Aufl., 1989, S. 346 ff., 354 ff.; 362 ff. 参照。
- (54) この状況や犯罪手続のなかの「殊」 Bernhard Villmow, Gastarbeiterkriminalität, in: Kaiser-Kerner-Sack-Schei-Illoss (Hrsg.), Kleines Kriminologisches Wörterbuch, 2. Aufl., 1985, S. 127 ff.; B. Villmow, Kriminalität der jungen Ausländer: Ausmaß und Struktur des abweichenden Verhaltens und gesellschaftliche Reaktion, in: Kriminologie-Psychiatrie-Strafrecht. Festschrift für Heinz Lefrenz zu seinem 70. Geburtstag, 1983, S. 323 ff. を参照。
- (55) F. Barath, Kulturkonflikt und Kriminalität, 1978 を参照。
- (56) ヴェルグとグッホ Arno Pilgram, Wohnstandskriminalität, in: Kaiser et al., Kleines Kriminologisches Wörterbuch, op. cit. (Anm. 54), S. 530 ff. 参照。この代表的な論文として、Roland Grabberger, Die Kriminalität des Wohnstandes. Kriminalistik 17. Jg., 1963, S. 193 ff.; Max Grünhut, Kriminalität junger Menschen im Wohlfahrtsstaat. MschrKrim 46. Jg., 1963, S. 1 ff.; Friedrich Schaffstein, Die Jugendkriminalität in der industriellen Wohnstandsgesellschaft. MschrKrim. 48. Jg., 1965, S. 53 ff.

- (15) Peter-Alexis Albrecht-Christian Pfeiffer. Die Kriminalisierung junger Ausländer. Befunde und Reaktionen sozialer Kontrollinstanzen, 1979; Albrecht-Pfeiffer, "Kulturkonflikt" oder soziale Mangelage? Ansätze zur Erklärung der Kriminalitätsbelastung der ausländischen Wohnbevölkerung in der Bundesrepublik. Bew Hi 26. Jg., 1979, S. 105 ff. 本誌編輯者による訳文を添削して示す。Horst Schüller-Springorum, Ausländerkriminalität. Ursachen, Umfang und Entwicklung. NSStZ 1983, S. 529 ff.; Michael Walzer, Kriminalität junger Ausländer - Forschungsstand und offene Frage -. Bew Hi 34. Jg., 1987, S. 60 ff. 本誌編輯者による訳文を添削して示す。
- (16) 本誌編輯者による訳文を添削して示す。Gero Fischer. Aspekte der Beschulungspolitik der Gastarbeiterkinder in Österreich, in: H. Wimmer, op. cit. (Anm. 9), S. 307 ff. 本誌編輯者による訳文を添削して示す。報告書・前田(社中) 115頁以下を参照。
- (17) 本誌編輯者による訳文を添削して示す。Rainer Bauböck, Die zweite Generation am Arbeitsmarkt, in: H. Wimmer, op. cit. (Anm. 9), S. 349 ff. 本誌編輯者による訳文を添削して示す。
- (18) Hannes Wimmer, op. cit. (Anm. 51), S. 284 ff. 本誌編輯者による訳文を添削して示す。報告書・前田(社中) 115頁以下を参照。
- (19) 本誌編輯者による訳文を添削して示す。Rainer Bauböck, op. cit. (Anm. 50), S. 192.
- (20) 本誌編輯者による訳文を添削して示す。Arno Pilgram-Heinz Steinert, Ansätze zu einer politisch-ökonomischen Analyse der Strafrechtsreform in Österreich. Kriminologisches Journal. 7. Jg., 1975, S. 263 ff.; Wolfgang Stangl, Die neue Gerechtigkeit. Strafrechtsreform in Österreich 1954-1975, 1985 参照。
- (21) A. Pilgram, op. cit. (Anm. 19), S. 36 f.; ders, op. cit. (Anm. 33), S. 376 f. 参照。
- (22) 本誌編輯者による訳文を添削して示す。Martin Killias, Diskriminierendes Anzeigeverhalten von Opfern gegenüber Ausländern? Neue Aspekte der Ausländerkriminalität aufgrund von Daten der schweizerischen Opferbefragung. MschrKrim. 71. Jg., 1988, S. 156 ff. 本誌編輯者による訳文を添削して示す。
- (23) A. Pilgram, op. cit. (Anm. 19), S. 37 f.; ders., op. cit. (Anm. 33), S. 378 f.
- (24) Gerhard Hanak et al., op. cit. (Anm. 34) を参照。
- (25) キリシヤ人の外国人労働者に関する研究もあるが、Angelika Pitsela, Strafälligkeit und Viktimisierung ausländischer Minderheiten in der Bundesrepublik Deutschland - Dargestellt am Beispiel der Griechischen Bevölkerungsgruppe, 1986 を参照。

(68) ビルグラムの論文の結論は、本文のように締めくくられている。社会政策と労働市場の政策に関する報告書前出(注4)も、同じ趣旨である。経済的にみて、国際経済に対し、余り影響力のないオーストリアでも、問題の本質を見据えた人々は、此のように対応することを考えている。「経済大国」と目されている国の為政者は、巨視的に此の問題を扱う必要がある。

むすび

一 オーストリアにおける外国人労働者の問題に関しては、さらに、外国人労働者の家族の状況、その労働条件、居住関係、余暇時間、オーストリアの社会政策、社会福祉の現状、そして何よりも外国人労働者とその家族の法的地位⁽⁶⁹⁾などについて検討する必要があるが、それらすべては、次の課題として残さなければならない。

二 オーストリアが外国人にその労働市場を開放してすでに四分の一世紀が経過した。その間、幾多の社会的変動を経験し、外国人人口の増減には波があるものの、現在は、全人口中に外国人の占める割合は三・六%、全就労者人口の五%以上が外国人労働者である。この事実、オーストリア社会に大きな圧力を及ぼしていることであろう。西ドイツには、これ以上の割合で多くの外国人労働者がその家族とともに生活し、多くの社会問題を起こしている。それというのも、西ドイツでは、その基本法の規定によって、外国人なるが故に法律的に不利な扱いをしてはならないとする法的保障が明示されているため、外国人の法的地位が他国と比べて、はっきりした基盤の上に成り立っているからである。⁽⁷⁰⁾社会政策にしても、社会保障にしても、西ドイツの市民と同じように、外国人労働者たちを包含しており、税金の支出がなされている。短絡的な発想をする一部の市民をアジる反動政治家が地方議会に進出する素地は、高い税金への市民の反発、失業中の者のひがみ、そしてトルコ人やユーゴスラヴィア人に対する故ない人種の偏見などに

潜んでいるといわれる。⁽⁷¹⁾西ドイツと比べれば、人口も少なく、国土も小さく、経済力の劣るオーストリアは、外国人労働者に対する社会政策、福祉政策の点で見るとは少なく、景気が後退すれば、不況のしわ寄せを外国人労働者に転嫁するという現状批判が強い。一般市民は、外国人労働者に対する偏見から、治安の悪化をすぐ外国人労働者に帰するのだが、専門家たちは、そのような推測は事実には反すると指摘し、それらの者の犯罪は、オーストリアの法律に通じていなかったり、生活規範になれていなかったり、さらには、その社会生活が幾多の困難にさらされているためであるとさえ論じている。⁽⁷²⁾

三 オーストリアの外国人労働者に関する文献を読んでいると、「不法就労」の外国人問題に国の政策がばらばらに対応しているわが国の現状と重なり合う思いがする。否、それ以上に、これまでのわが国の政策がそうであるように、なしくずしに既成事実が先行し、肥大し、手がつけられなくなるほどに大きくなっていけば、近い将来、オーストリア以上に、弱い立場の外国人労働者へと景気の波の悪影響をかぶせて、日本の都合を優先させるといふ事態を迎えるのではないかとの不安が心をよぎる。西ドイツほどではないにせよ、やはり、法律上の対応をきちんと整備して、近隣諸国からの外国人就労者を迎える必要があると思う。⁽⁷³⁾国民生活の実態はともかくとして、わが国は、アメリカにくぐ経済大国であると国際的に評価されているのであるから、働く外国人に対して、やらすぶったくりの仕うちを続けることは、国際世論がこれを許さないのであろうと思う。

外国人労働者に対して、鎖国を主張する議論のなかに、治安に及ぼす悪影響の面を強調するものがあるが、これは、犯罪学的な検討により、簡単に論破しうる根拠の薄弱な「反対論」である。困ったことに、その程度の勉強不足な「鎖国論」でも、耳を傾けたがる者が少なくないのである。権力を持つ者の耳に快よく聞こえる情報を提供し、判断を誤まらせてはならない。一時は、不快に聞こえるかも知れないが、国際的に孤立した後には、後戻りがきかないよう

に国の政策を方向づける前に、できるだけ正確な情報を提供し続けるのがわれわれの存在理由ではないであろうか。

四 慶應義塾大学法学部が、小さな世帯で、俗世間的な意味で世の注目を浴びず、純粋に学問的に物事の理を追求していたときには、考え方の根本に哲学があった。昨今は、虚名が先行し、それを利用してしようとする権力の側が、物事の筋道への理屈づけのためではなく、俗世界の権威づけのために、慶應義塾の看板を利用してしようとする気配がないわけではない。

それは政治という虚飾の世界では許されるかも知れないが、学問の世界では、幻想にしかすぎない。殊に、法律の世界では、その議論が直ちに、適法・違法と色分けされ、権力の発動につながるが故に、慎重な対応が必要である。憲法の世界では、地道に研究を続けることは至難のわざであったであろう。米法の世界でも、すぐ利用できる知識の提供ではなしに、その基本的仕組みをじっくり研究することは、学問を行う魂の営みとして「学者の精神」を持続するのに、誘惑と戦う強靱な心が必要であったと思われる。この意味で、田口精一、平良の二先達は、まぎれもなく、古き良き時代の慶應義塾の法律学科の伝統に生きた学者であったと心から尊敬するものである。

(69) この問題について、報告・前出(注4)、「一六五頁のなか、Stefan Rosenmayer, Die öffentlich-rechtliche Stellung von Gastarbeitern, insbesondere das Aufenthaltsrecht, in: H. Wimmer, op. cit. (Anm. 9), S. 89 ff. が、46」。

(70) この問題について、Helmut Quaritsch, Die Rechtsstellung des Gastarbeiters in der Bundesrepublik Deutschland, in: Helga & Horst Reimann, op. cit. (Anm. 14), S. 95 ff. のなか、K. Haltroner, Ausländerrecht, Ein Handbuch, 1984; H.-P. Mengele, Ausländerrecht, 1983. を参照。

(71) 外国人労働者問題の否定的側面については、手塚和彰・前出(注14)、「一六三頁以下、花見・桑原編・前出(注1)一〇五頁以下参照。

(72) A. Pilgram, op. cit. (Anm. 33), S. 360.

(73) その意味で、花見・桑原・前出(注1)の問題提起には、真剣に対応すべき論旨が多く含まれている。

一九八九・九・二一 稿了

追記

一九八九年一〇月一日から七日まで、オーストリア共和国ウィーン市のホーフブルク内にある国際会議場で開催された第一四回国際刑法学会に出席した折に、同国の労働省と社会行政省を訪ね、外国人労働者に関連する最新の情報を蒐集した。本稿は、主として、一九八三年頃のオーストリアにおける外国人労働者に関する社会政策の現状を調査・分析したデータに基づいて、紹介した。今回、蒐集した資料により、一九八八年段階での外国人労働者とその家族の生活の状況、オーストリアにおける関連法規の整備の現実などを知ることが出来た。殊に、一九七五年三月二〇日の外国人雇用法 (Ausländerbeschäftigungsgesetz) が、一九八八年四月二一日に、相当程度に改正され、外国人労働者で長期間、オーストリア国内で就労している者、特に、その第二世代の若年層を法的に保護しようとする政策が実現したことを知った。これら多数の資料については、できるだけ早い機会に紹介し、同国の外国人労働者に関する法政策、社会政策の現状を正確に伝えたいと考えている。